

小郡市地域防災計画

(第1次)

改訂案

✓

目次

第1章	総論	(略)
第2章	災害予防計画	
第3章	風水害応急対策計画	(略)
第4章	震災応急対策計画	(略)
第5章	災害復旧・復興計画	(略)

資料編

様式1から9	(略)
資料1から18	(略)
資料19	(一社)小郡市建設業協会、(有)重松産業との水災時水防対策協定書.....
資料20	㈱ナガワとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書.....
資料21	指定緊急避難場所一覧.....
資料22	広域避難場所一覧.....
資料23	指定避難所一覧.....
資料24	重要水防箇所一覧.....
資料25	災害用臨時ヘリポート設置予定箇所一覧.....
資料26	災害弔慰金・災害障害見舞金.....
資料27	災害援護資金.....
資料28	福岡県災害見舞金等交付要綱.....

第 2 章 災害予防計画

第1節～第8節（略）

第9節 土砂災害防止施設等の整備計画

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年阪神・淡路大震災、2004年新潟県中越地震、2011年東日本大震災等の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、市は、それに基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

1. 急傾斜地崩壊対策

（1）急傾斜地崩壊危険箇所の周知

防災計画に、急傾斜地崩壊危険箇所を掲載するとともに、関係機関に危険箇所マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知する。

（2）自主防災組織の育成

市及び久留米広域消防本部は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

（3）避難に係る警報装置等の整備

市及び関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計、警報装置等を整備する。

（4）急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、小郡警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期、また、豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての確に把握しておく。

特に、雨量については、各危険区域に設置された簡易雨量計により、自主的な観測体制を整えなければならない。

（5）情報の収集及び伝達体制の整備

①情報の収集

市及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとに、どの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

②情報の伝達

市は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も十分に配慮しておく。

2. 地すべり対策

(1) 行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害したり、助長し、若しくは、誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。

(2) 避難体制等の整備

市は、住民が安全な避難を行えるよう、防災計画に、地すべり危険箇所を掲載し、また、関係機関に危険箇所マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

(3) 地すべり防止工事の実施

地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。

3. 土砂災害防止法の推進

(1) 土砂災害の定義

「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として、住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

市は、防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）により住民に周知する。

4. 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

(1) 避難誘導対策

市は、土砂災害警戒区域等を印刷物等により市民に周知するとともに、自主防災組織と適切な避難経路を検討し、避難誘導の徹底を図る。

(2) 避難計画

市及び久留米広域消防本部は、自主防災組織と連携を図りながら避難訓練を行うとともに、土砂災害警戒区域内の住民に対し、印刷物等を活用した適切な避難訓練が実施できるよう必要な指導・助言等を行う。

(3) 指定緊急避難場所等

指定緊急避難場所等は「第2章 第17節 避難体制の整備計画」(P)によるものとする。

(4) 土砂災害情報等の伝達

土砂災害情報等の伝達は、「第2章 第15節 広報体制の整備計画」(P)によるものとする。

(5) 土砂災害警戒区域内における社会福祉施設、学校、医療施設等一覧

施設の名称	所在地	電話番号
麻生学園小学校	小郡市希みが丘3丁目1-2	0942-75-8840

※上記施設への土砂災害に関する情報等の伝達については、前項に加え、施設への電話、FAX等を行う。

第10節～第14節（略）

第15節 広報体制の整備計画

災害時または災害が発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して、迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

1. 運用体制の整備

市は、次により広報体制の整備を図るとともに、被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図るとともに、メール、携帯電話等での情報発信、通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール）や広報車等の活用も含め、多様な情報伝達手段の整備に努め、住民に対し、複数の手段を有機的に組み合わせて災害に関する情報を伝達する。また、身体障害者（視覚障害、聴覚障害等）や高齢者への情報伝達に関しては、身体状況等に応じて配慮が必要であるため、行政区・自主防災組織等と連携した情報伝達により避難支援の推進を図る。

- (1) 防災メール「まもるくん」、エリアメール等による配信
- (2) テレビ、ラジオ放送、市HP等による広報
- (3) 市、消防関係（消防署、消防団）、警察関係の広報車による広報
- (4) 行政区長、自主防災組織等に対する電話、FAX等による伝達
- (5) 警鐘、サイレン等による伝達

2. 関係機関の連絡体制の整備

市は、広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

3. 報道機関との連絡体制の整備

市は、災害時の広報について報道機関（ケービレッジ、ドリームスエフエム等）との連携体制を構築する。

第16節（略）

第17節 避難体制の整備計画

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全・的確に避難行動・活動を行えるよう必要な体制を整備しておくとともに、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

1. 避難体制の整備

災害時、避難が必要な場合として、おおむね次のような事態が想定される。

- ①家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
- ②台風により、一時的に居住の危険がある場合
- ③降雨による堤防、ため池の決壊、土砂災害等の危険がある場合
- ④床上浸水、家屋損壊等により住家が被害を受け、居住を確保する必要がある場合

こうした場合に、住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図っていくものとする。

(1) 避難所、広域避難場所指定緊急避難場所等の指定・整備

市は、あらかじめ市内の小・中学校、校区公民館等の公共施設を中心に、**災害時の避難所及び広域避難場所**切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所、大規模災害によって、指定緊急避難場所等が周辺の延焼拡大により危険になったときの最終的な避難場所となる広域避難場所、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための指定避難所及び、避難者の症状悪化や健康被害等を防ぐ目的で、高齢者や避難行動要支援者に対して特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行う。

また、福祉避難所の指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、社会福祉施設、特別支援学校等の施設を対象に整備を図っていく。(指定緊急避難場所等の一覧は、資料21, 22, 23参照のこと。)

【避難所一覧】

避難所名	災害種別	住所	収容人数
のぞみが丘小学校	台風—災害	希みが丘 5-2-17	430
三国中学校	災害	美鈴が丘 5-15-1	530
小郡高等学校	災害	三沢 5128-1	720
三国校区公民館	台風—災害	三沢 4196-1	130
三国小学校	災害	力武 1012	430
東野小学校	台風—災害	小郡 2409-4	390
東野校区公民館	台風—災害	三沢 83-1	270
大原小学校	災害	大保 1394	390
大原中学校	台風—災害	小郡 772	610
小郡市生涯学習センター	台風—災害	大板井 1180-1	500
小郡小学校	災害	小板井 288	480
大崎教育集会所	台風	稲吉 1338-8	75

避難所名	災害種別	住所	収容人数
小郡中学校	災害	寺福童 668	480
小郡交流センター	台風 災害	寺福童 859-51	150
小郡市高齢者社会活動支援センター (シルバー人材センター)	台風 災害	福童 688-1	100
立石校区公民館	台風 災害	干潟 2056-1	130
立石小学校	災害	吹上 968-2	420
立石中学校	災害	吹上 1045	430
三井高等学校	災害	松崎 652	590
下岩田市民館	台風	下岩田 2108-3	80
御原校区公民館	台風 災害 (水害除く)	稲吉 437-11	130
二タ集会所	台風	二タ 1451	60
御原小学校	災害	二タ 316	300
宝城中学校	災害	八坂 26-1	450
味坂小学校	災害	八坂 456-1	300
味坂校区公民館	台風 災害 (水害除く)	下西鯨坂 253-1	130
計			8,705

※災害時避難所 23 箇所 (水害時 21 箇所)、台風時避難所 14 箇所

【広域避難場所一覧】

避難所名	災害種別	住所	管理者名	総面積 (㎡)	収容人数
小郡運動公園	災害	大保 444	小郡市スポーツ振興課	143,000	24,000
小郡市体育館※	災害	大板井 279-1	小郡市スポーツ振興課	3,467	730
たなぼた地域運動広場	災害	大崎 145-1	小郡市スポーツ振興課	29,000	10,000
県立小郡高等学校	災害	三沢 5128-1	小郡高等学校長	29,000	12,000
県立三井高等学校	災害	松崎 650	三井高等学校長	27,000	5,000
城山公園	災害	干潟 1053	小郡市まちづくり推進課	10,000	3,000
計					54,730

※耐震化改修工事の施行後に指定

（2）福祉避難所の指定・整備

市は、大規模災害等による長期の避難所生活を想定し、避難者の症状悪化や健康被害等を防ぐ目的で、高齢者や災害時要援護者に対して特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行う。

また、福祉避難所の指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、社会福祉施設、特別支援学校等の施設を対象に整備を図っていく。

【福祉避難所一覧】

避難所名	災害種別	住所	収容人数
小郡市生涯学習センター	災害	大板井 1180-1	500
小郡市総合保健福祉センターあすてらす	災害 (水害除く)	二森 1167-1	270
計			770

- (3) (2) 地域における一時避難場所、自主避難場所の確保
- (4) (3) 物資備蓄機能、応急救護機能、情報伝達機能等防災拠点としての施設整備
- (5) (4) 避難所等の住民への周知
- (6) (5) 避難所等の開設・運営体制の整備（マニュアルの作成等）
- (7) (6) 避難所等として公共施設及び民間施設の利用及び提供に関する協定の締結

2. 避難路の整備

地域住民その他の安全な避難を確保するため、避難路の整備に努める。

- (1) 避難路を選定するに当たっては、危険区域及び危険箇所は努めて避け、広い幅員を確保し歩道を整備する。
- (2) 誘導標識、誘導灯の設置を検討し、その維持に努める。
- (3) 避難路上の障害物件の除去等について検討し、避難路沿道の安全化の促進を図る。

第 18 節、第 19 節（略）

第 20 節 災害時要援護者避難行動要支援者対策計画

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等（以下「**災害時要援護者避難行動要支援者**」という。）は、緊急時に自力で迅速な避難行動をとることが難しいことから、こうした**災害時要援護者避難行動要支援者**に対する支援については、平常時から防災対策及び安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、市、久留米広域消防本部及び防災関係機関等は、**災害時要援護者避難行動要支援者**の支援体制づくりとして、**災害時要援護者避難行動要支援者**の把握、的確な情報伝達手段の確保、防災知識の普及啓発及び適切な避難支援等を推進する。その際、男女のニーズの違いに十分配慮するよう努める。

1. 基本的な考え方

災害時要援護者避難行動要支援者においては、「自助」による避難等安全確保が難しいことに加え、災害発生時における「公助」での個別具体的な支援には限界がある。このことから、**災害時要援護者避難行動要支援者**の支援に当たっては、地域の行政区・自主防災組織等による「共助」の活動を基本とし、**地域に根ざした幅広い団体から避難支援者の参画を促し、地域社会の連携強化を推進することにより、災害時要援護者避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。**

市や防災関係機関においては、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助による支援体制の構築に努めるものとする。

地域においては、平常時から市、行政区、自主防災組織等、福祉関係者等の役割分担を明

確にしつつ、災害時の連携体制について確認しておくこととする。また、**災害時要援護者避難行動要支援者**も、地域での避難訓練等を通じて、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう努めることとする。

2. 避難行動要支援者の範囲

市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

	区 分	要 件
①	高齢者	70歳以上の独居の者 75歳以上の高齢者のみの世帯の者 介護認定が要介護3以上の者
②	身体障害児・者 (視覚・聴覚・言語・内部障害、肢体不自由)	身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
③	知的障害児・者	療育手帳Aの交付を受けている者
④	精神障害児・者	精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者
⑤	難病患者	特定疾患認定患者
⑥	その他	妊産婦、乳幼児
⑦	上記以外で、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難で、避難支援を希望する者	

2-3. 災害時要援護者避難行動要支援者避難支援計画

避難支援計画は、全体的な支援方針等を定めた「全体計画」と**災害時要援護者避難行動要支援者**一人ひとりの避難支援方法を定めた「個別支援プラン」により構成する。

(1) 全体計画

災害時要援護者避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別支援プラン」の作成方針等の基本的な事項について定める。

(2) 個別支援プラン

全体計画に基づき、支援のために必要な個人情報と、地域の自主防災組織等や市等の関係機関で情報共有を行うことに同意したうえで、**災害時要援護者避難行動要支援者**台帳に登録した者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法を個別具体的に定める。

3-4. 情報の収集、利用及び提供

災害時要援護者避難行動要支援者の避難誘導、安否確認又は避難後の避難所等における支援等を適切に行うためには、平常時より**災害時要援護者避難行動要支援者**の情報収集と把握に努め、災害時には実際に支援活動を行う関係機関との情報共有が必要不可欠である。また、収集した情報は適宜更新を行う等実態に即したものでなければならない。

平常時における**災害時要援護者避難行動要支援者**の情報収集については、**災害時要援護者避難行動要支援者**のプライバシーに配慮しつつ、~~-(1)-~~関係機関共有方式及び、~~-(2)-~~登録申請方式の2つの方式を連携させることにより効率的かつ適正な手段により行う。

(1) 関係機関共有方式による避難行動要支援者名簿の作成

小郡市個人情報保護条例（平成17年小郡市条例第29号）第7条第2項第4号に基づき、関係機関から必要な範囲内で、避難行動要支援者の氏名、住所、生年月日、緊急連絡先、身体状況など基本的な個人情報について収集を行い、避難行動要支援者名簿（基本情報リスト）を作成する。なお、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係機関で共有することとする。
(警察と消防)

(2) 登録申請方式

小郡市個人情報保護条例（平成17年小郡市条例第29号）第7条第2項第2号に基づき、避難行動要支援者の本人同意を原則として情報収集を行い、全体計画における登録申請書に基づき避難行動要支援者台帳を作成する。

(3) 避難行動要支援者台帳の提供

災害発生時において、円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、平常時から避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者台帳を提供するものとする。

(4) 避難行動要支援者台帳を提供する場合の情報漏えい防止措置

避難行動要支援者台帳を提供するに当たっては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図れるように次の措置を講じるものとする。

- ①避難行動要支援者台帳には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者に対しては、その地域における避難行動要支援者の担当部分の台帳のみを提供すること。
- ②施錠可能な場所への避難行動要支援者台帳の保管を行うよう指導すること。
- ③避難行動要支援者台帳を必要以上に複製しないように指導すること。
- ④災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

5. 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し周知する。

(1) 避難行動要支援者における制度の理解

一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(2) 自主防災組織等における制度の理解

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者台帳の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

4.6. 災害時要援護者避難行動要支援者世帯における防災対策

(1) 防災指導の強化

久留米広域消防本部は、一人暮らしの高齢者世帯等を対象とした訪問調査を実施し、個別指導を行う。

(2) 家庭用防災機器の普及啓発

社会福祉協議会の救急医療情報キット事業等の普及啓発を図るとともに、家庭内において非常持ち出し品や家庭用防災機器の準備を行うよう指導を行う。

5-7. 社会福祉施設、病院等における防災対策

(1) 防災設備の設置促進等

久留米広域消防本部は、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び維持管理の指導を図る。

(2) 防火管理体制の強化

久留米広域消防本部は、夜間を想定した避難訓練等の実施を指揮し、夜間における防災管理体制の強化を図る。

6-8. 幼稚園等における防災対策

市及び久留米広域消防本部は、幼稚園・保育所等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

7-9. 外国人に対する防災対策

外国人の災害時における行動力を高めるため、標識への外国語併記等の整備を進めるとともに、防災対策のパンフレット配布等を積極的に推進する。

第21節～第31節（略）

資料 19 (一社)小郡市建設業協会、(有)重松産業との水災時水防対策 協定書

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人小郡市建設業協会、有限会社重松産業（以下「乙」という。）は、水防法第33条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とする。

（水防活動の範囲）

第2条 本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。

- （1）公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。
- （2）被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

（定期報告）

第3条 乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表（以下「報告書」という。）を毎年4月に甲に提出しなければならない。

- 2 乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（事前準備）

第4条 乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣旨目的を全構成員に十分に周知徹底しなければならない。

- 2 甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（水防活動の実施）

第5条 乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と24時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。

- 2 乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。
- 3 乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場に

おける水防活動等を実施するものとする。

4 乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(経費)

第6条 前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、乙が提供する防災用資材（土砂）に要する経費は除くものとする。

2 前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。

3 私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。

(適用)

第7条 本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第6条第2項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

(協議)

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、締結したことを証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 9月12日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市

小郡市長 平 安 正 知

乙 小郡市三沢4159-17-202

一般社団法人 小郡市建設業協会

代表理事 福 田 末 春

小郡市干潟707番地の2

有限会社 重松産業

代表取締役 重 松 登 喜 男

資料 20 (株)ナガワとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する 協定書

25.11.13 21:14 作成

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発効する。

（提供等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において機材を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な機材の提供を要請することができる。

（調達機材の範囲）

第4条 甲が、乙に提供を要請する機材の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除くものとする。

（1）別表に掲げる機材

（2）その他甲が指定する機材

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する機材名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（機材の提供の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（引渡し等）

第7条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が提供した機材のレンタル及び運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 第6条の規定により、乙が提供した機材でレンタルが出来ない機材については、甲の負担において買い取るものとする。

3 前2項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連携体制及び機材の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月20日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安正知

乙 東京都千代田区丸の内1丁目4番地1号
丸の内永楽ビルディング22階

株式会社 ナガワ

代表取締役社長 高橋 修

提供を要請する機材の範囲（第4条関係）

大分類	主な品種
ハウス	ユニットハウス等
冷暖房機器	エアコン、扇風機、電気ストーブ等
電気用品	冷蔵庫、カセットコンロ、電子レンジ、炊飯ジャー、製氷機等
トイレ関係	仮設トイレ等
その他	パーティション、布団等

資料 2-1 指定緊急避難場所一覧

No.	避難所等		住所	収容人数	洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	内水氾濫	台風
1	のぞみが丘小学校	体育館	希みが丘5-2-17	430	○	○	○	○	○
2	三国中学校	体育館	美鈴が丘5-15-1	530	○	○	○	○	
3	小郡高等学校	体育館	三沢5128-1	720	○	○	○	○	
4	三国校区公民館	和室(1階)	三沢4196-1	130	○	○	○	○	○
5	三国小学校	体育館	力武1012	430	○	○	○	○	
6	東野小学校	体育館	小郡2409-4	390	○		○	○	○
7	東野校区公民館	和室(1階)	三沢83-1	270	○		○	○	○
8	大原小学校	体育館	大保1394	390	○		○	○	
9	大原中学校	体育館	小郡772	610	○		○	○	○
10	小郡市生涯学習センター	ホール	大板井1180-1	500	○		○	○	○
11	小郡小学校	体育館	小板井288	480	○		○	○	
12	大崎教育集会所	和室(1階)	稲吉1338-8	75					○
13	小郡中学校	体育館	寺福童668	480	○		○	○	
14	小郡交流センター	和室(1階)	寺福童859-51	150	○		○	○	○
15	小郡市高齢者社会活動支援センター	和室(2階)	福童688-1	100	○		○	○	○
16	立石校区公民館	和室(1階)	干潟2056-1	130	○		○	○	○
17	立石小学校	体育館	吹上968-2	420	○		○	○	
18	立石中学校	体育館	吹上1045	430	○		○	○	
19	三井高等学校	体育館	松崎650	590	○		○	○	
20	下岩田市民館	和室(1階)	下岩田2108-3	80					○
21	御原校区公民館	和室(1階)	稲吉437-11	130			○		○
22	二タ集会所	和室(1階)	二タ1451	60					○
23	御原小学校	体育館・校舎(2階)	二タ316	300	○		○	○	
24	宝城中学校	体育館・校舎(2階)	八坂26-1	450	○		○	○	○
25	味坂小学校	体育館・校舎(2階)	八坂456-1	300	○		○	○	
26	味坂校区公民館	和室(1階)	下西簾坂253-1	130			○		○

21

5

23

21

15

資料 2 2 広域避難場所一覧

No.	避難所等		住所	収容人数
1	小郡高等学校	グラウンド	三沢 5128 - 1	12, 000
2	小郡市運動公園（広域）	グラウンド	大保 444	24, 000
3	小郡市体育館（広域）	駐車場	大板井 279-1	730
4	たなばた地域運動広場（広域）	グラウンド	大崎 145-1	10, 000
5	城山公園（広域）	グラウンド	干潟 1053	3, 000
6	三井高等学校	グラウンド	松崎 650	5, 000

No.	避難所等		住所	収容人数	洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	内水氾濫	台風
1	のぞみが丘小学校	体育館	希みが丘5-2-17	430	○	○	○	○	○
2	三国中学校	体育館	美鈴が丘5-15-1	530	○	○	○	○	
3	小郡高等学校	体育館	三沢5128-1	720	○	○	○	○	
4	三国校区公民館	和室(1階)	三沢4196-1	130	○	○	○	○	○
5	三国小学校	体育館	力武1012	430	○	○	○	○	
6	東野小学校	体育館	小郡2409-4	390	○		○	○	○
7	東野校区公民館	和室(1階)	三沢83-1	270	○		○	○	○
8	大原小学校	体育館	大保1394	390	○		○	○	
9	大原中学校	体育館	小郡772	610	○		○	○	○
10	小郡市生涯学習センター(兼福祉)	ホール	大板井1180-1	500	○		○	○	○
11	小郡小学校	体育館	小板井288	480	○		○	○	
12	大崎教育集会所	和室(1階)	稲吉1338-8	75					○
13	小郡中学校	体育館	寺福童668	480	○		○	○	
14	小郡交流センター	和室(1階)	寺福童859-51	150	○		○	○	○
15	小郡市高齢者社会活動支援センター	和室(2階)	福童688-1	100	○		○	○	○
16	立石校区公民館	和室(1階)	千潟2056-1	130	○		○	○	○
17	立石小学校	体育館	吹上968-2	420	○		○	○	
18	立石中学校	体育館	吹上1045	430	○		○	○	
19	三井高等学校	体育館	松崎650	590	○		○	○	
20	下岩田市民館	和室(1階)	下岩田2108-3	80					○
21	御原校区公民館	和室(1階)	稲吉437-11	130			○		○
22	二タ集会所	和室(1階)	二タ1451	60					○
23	御原小学校	体育館・校舎(2階)	二タ316	300	○		○	○	
24	宝城中学校	体育館・校舎(2階)	八坂26-1	450	○		○	○	○
25	味坂小学校	体育館・校舎(2階)	八坂456-1	300	○		○	○	
26	味坂校区公民館	和室(1階)	下西鰯坂253-1	130			○		○
27	小郡市総合保健福祉センター(専福祉)	多目的ホール 交流プラザ	二森1167-1	270			○		

資料 2 4 重要水防箇所一覧

番号	ランク	河川・溜池名	左 右 岸 の 別	延 長 (m)	位 置		種 類
81	A	宝満川 (国)	左岸	24	二森	端間橋下流	堤防高 B、堤防断面 A
82	A	宝満川 (国)	右岸	100	福童	端間橋下流	堤防高 A、堤防断面 B
262	B	宝満川 (国)	左岸	2,020	福童	今朝丸橋下流	堤防断面 B
263	B	宝満川 (国)	左岸	48	二森	端間橋下流	堤防断面 B
264	B	宝満川 (国)	左岸	24	二森	端間橋下流	堤防高 B、堤防断面 B
268	B	宝満川 (国)	右岸	292	福童	今朝丸橋下流	堤防断面 B、漏水 B
269	B	宝満川 (国)	右岸	155	福童	今朝丸橋下流	堤防断面 B、漏水 B
270	B	宝満川 (国)	右岸	84	福童	今朝丸端下流	堤防断面 B
271	B	宝満川 (国)	右岸	106	端間	端間端下流	堤防高 B、堤防断面 B
29	要	宝満川 (国)	右岸	1,575	福童	端間橋下流	平成 24 年度施工
20	C	宝満川 (県)	左岸	20	二森	端間橋上流	背後地に農地
—	A	向山溜池 (大保池)	—	240	大保		背後地に家屋密集
—	A	影堤	—	90	津古		背後地に家屋密集
—	B	渕田堤	—	60	津古		背後地に家屋
—	C	境石堤	—	90	乙隈		背後地に農地
—	C	丸山堤	—	70	山隈		背後地に農地

河川 (国営)

ランク A : 洪水が堤防を越える恐れがある箇所、漏水・法崩れの対策が未施工の箇所など

ランク B : 堤防の高さに余裕が無い箇所、漏水・法崩れの対策が暫定施工の箇所など

要注意区間 : 新堤防で築造後 3 年以内の箇所

河川 (県営)・堤・溜池等

ランク A : 背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設 (鉄道、主要道路等) があり、甚大な被害が予想されるもの

ランク B : 背後地に家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの

ランク C : 背後地の農地 (田畑等) に被害が予想されるもの

資料 2 5 ~ 資料 2 8

26 年度より資料番号が繰り下げ